

鳥取県告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人厚生会	米子中海病院	米子市彦名町1250	平成25年1月31日	平成21年3月31日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導
鳥取西部農業協同組合	鳥取西部農業協同組合指定訪問介護事業所	米子市東福原一丁目5-16	〃	平成25年2月28日	訪問介護